

わが国における実態

○個人

- 貯蓄現在高階級別世帯分布（平成16年）
- 金融資産保有額階級別世帯分布（平成16年）
- 個人金融資産の分布の推計（平成15年度）

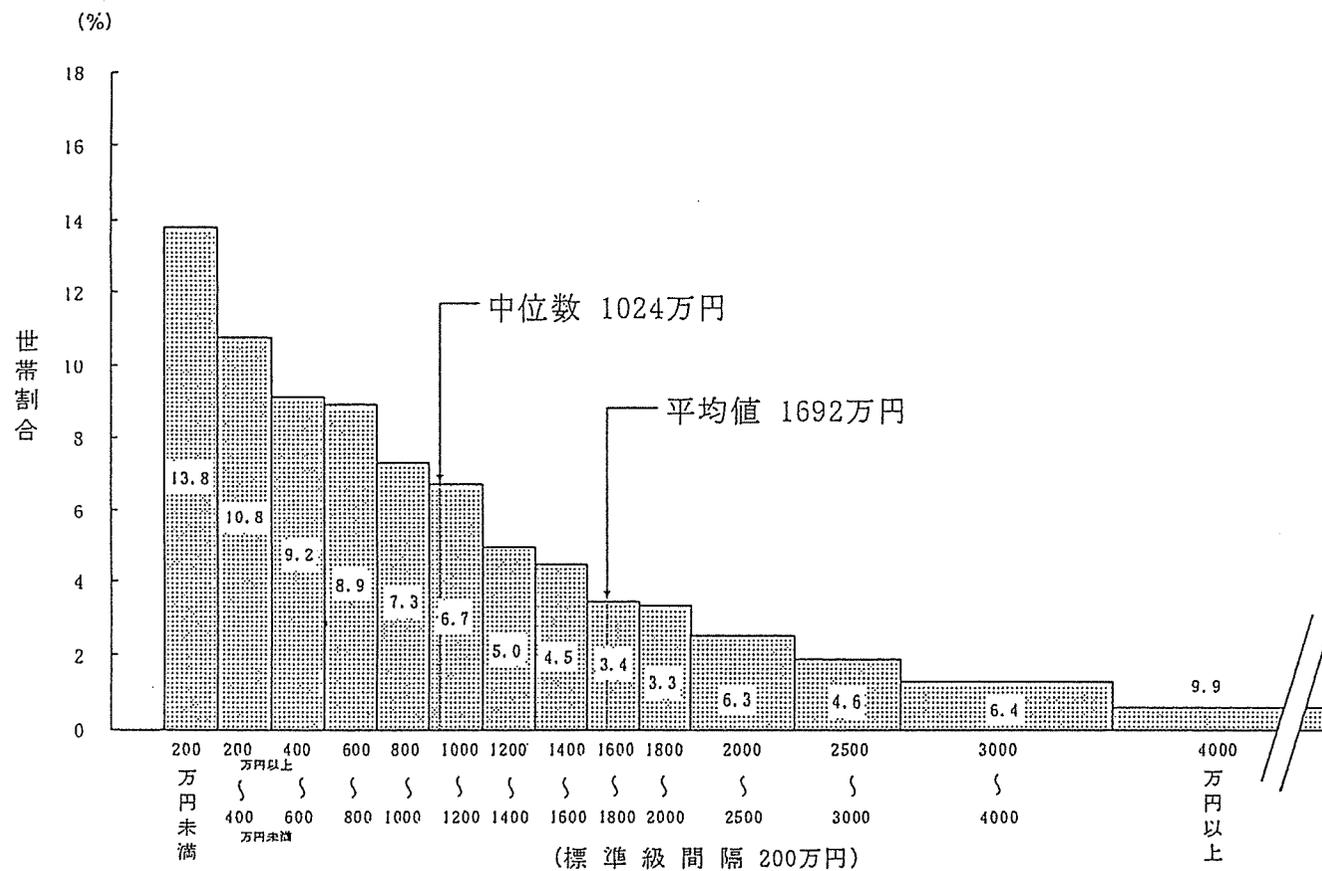
○法人

- 適格機関投資家
- 商法特例法上及び証券取引法上の監査の対象
- 資本金階級別法人数

個

人

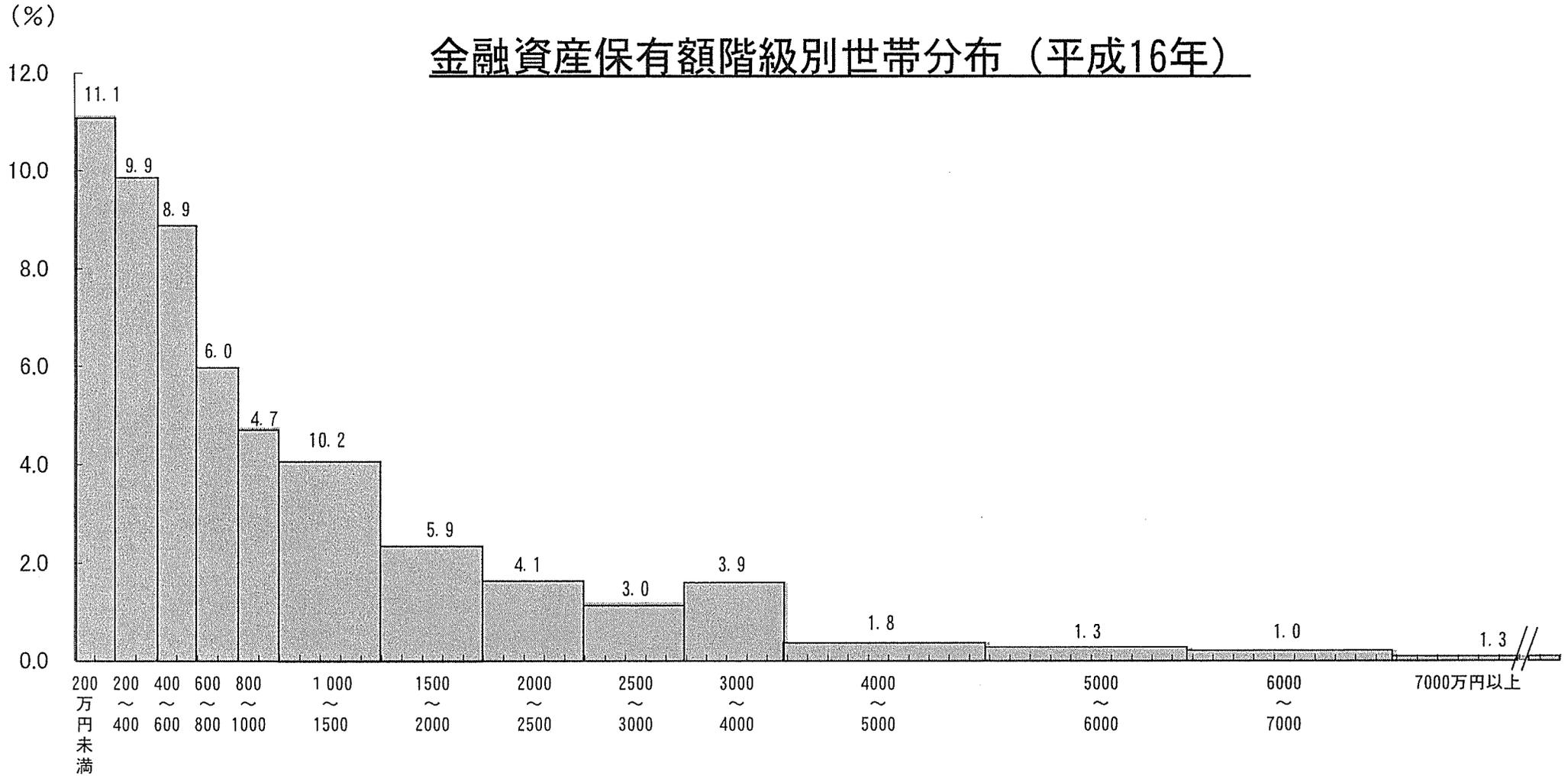
貯蓄現在高階級別世帯分布（平成16年）



(注) 「貯蓄」には、預貯金（通貨性預貯金、定期性預貯金）、生命保険、有価証券（株式・株式投資信託、貸付信託・金銭信託、債券・公社債投資信託）等が含まれる。

【出典】家計調査年報平成16年（総務省統計局）

金融資産保有額階級別世帯分布（平成16年）



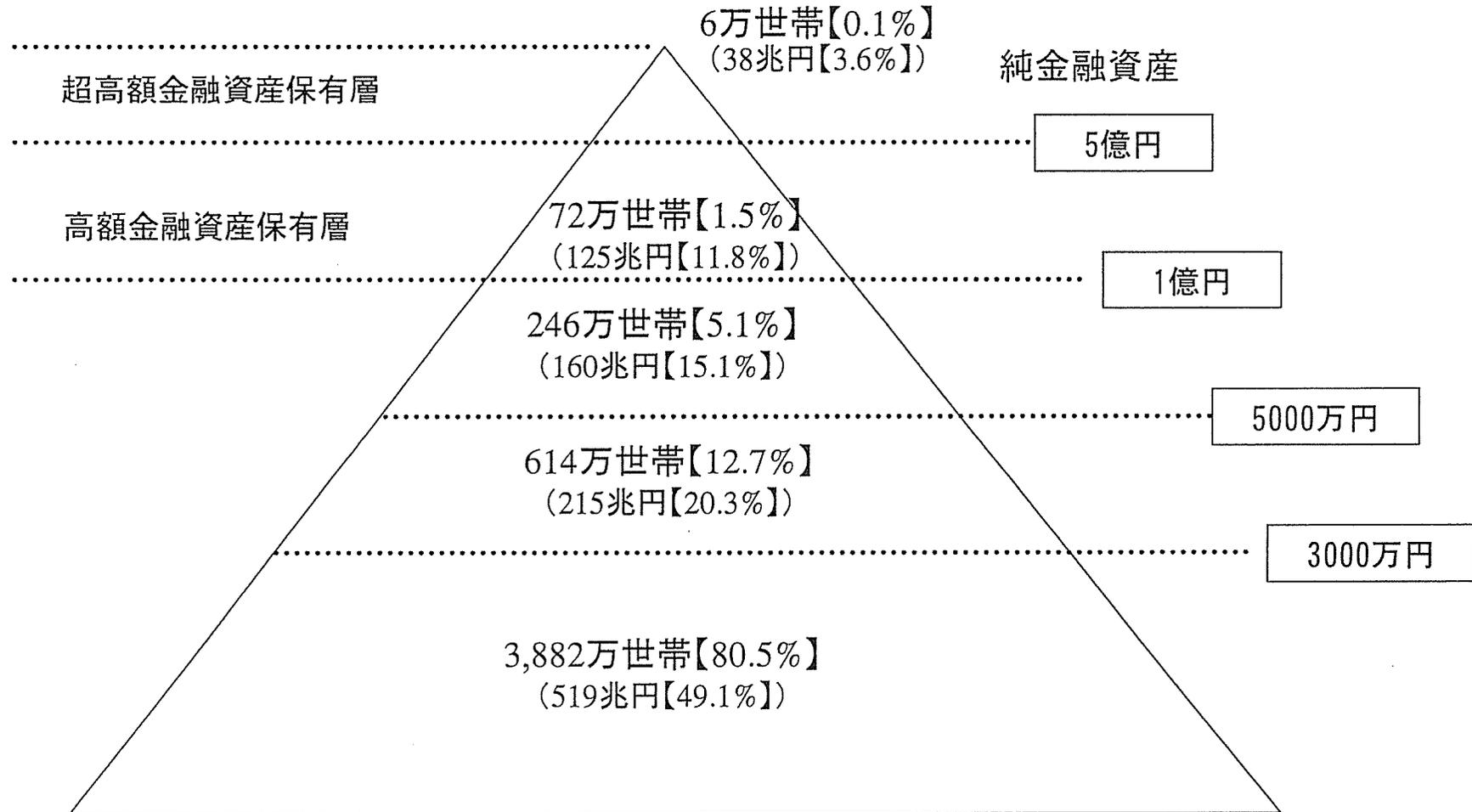
(注) 金融資産には、預貯金、郵便貯金、金銭信託・貸付信託、生命保険・簡易保険、損害保険、個人年金保険、債券、株式、投資信託、財形貯蓄、その他金融商品が含まれる。

【出典】家計の金融資産に関する世論調査（金融広報中央委員会）

個人金融資産の分布の推計（平成15年度）

（総世帯数 4,820万世帯）

（個人金融資産総計 1,057兆円）



【出典】 野村総合研究所による推計（「新たな富裕層マーケティング」知的資産創造（2004年8月号））

【備考】 ここでの金融資産は通常個人が金融資産とは認識しない金融商品（年金準備金等）を除く。

法

人

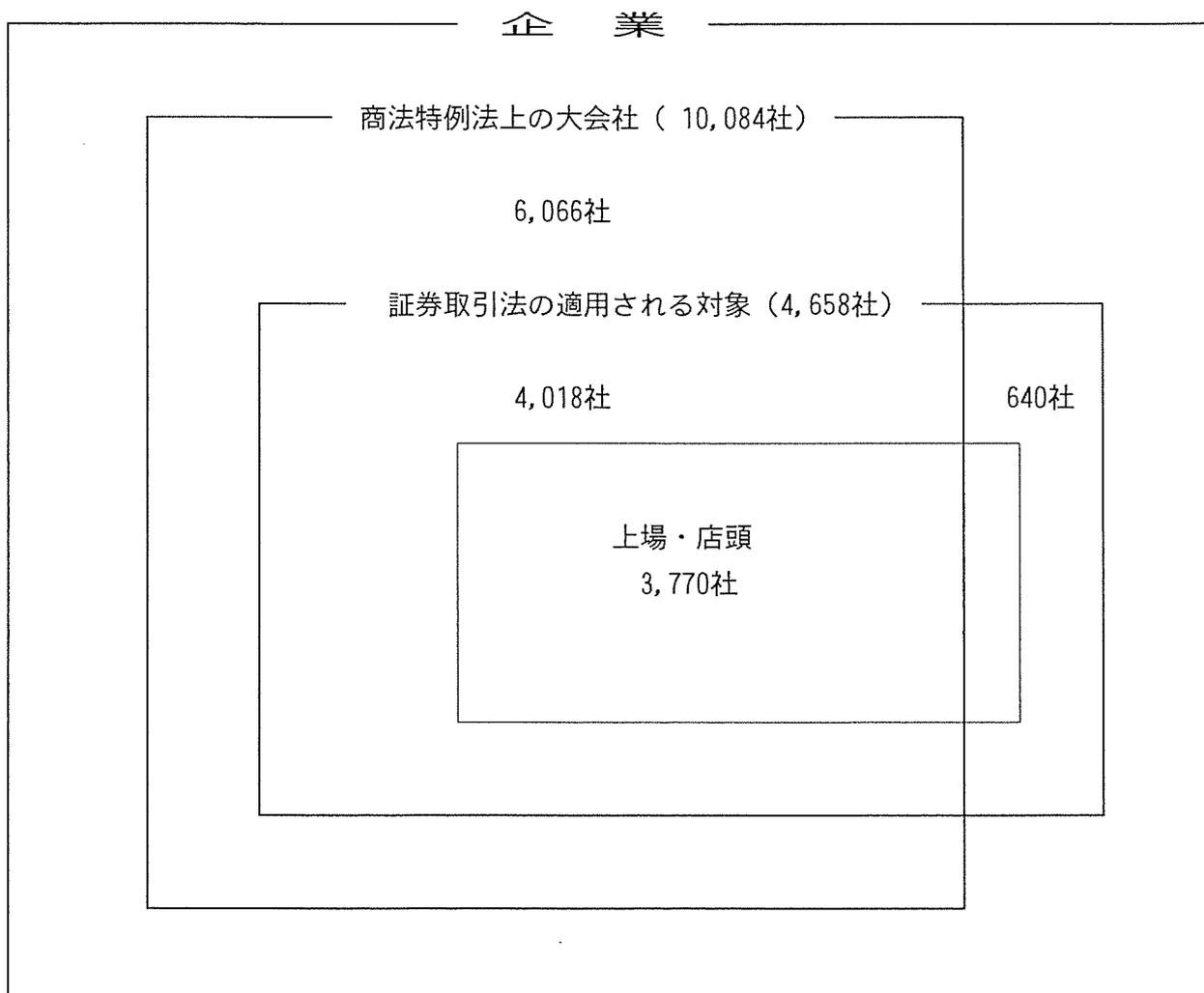
適格機関投資家

- ・ 証券会社(239)
- ・ 外国証券会社の支店(41)
- ・ 投資信託委託業者(105)
- ・ 投資法人(36)
- ・ 外国投資法人(329)
- ・ 銀行(223)
- ・ 保険会社(61)
- ・ 外国保険会社等(26)
- ・ 信用金庫・信用金庫連合会(298)
- ・ 労働金庫・労働金庫連合会(14)
- ・ 農林中央金庫(1)
- ・ 商工組合中央金庫(1)
- ・ 信用協同組合・信用協同組合連合会(176)
- ・ 農業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れ等を行うことができるもの)(45)
- ・ 投資一任契約業務に係る認可を受けた投資顧問業者(139)
- ・ 日本郵政公社法に規定する郵便貯金資金・簡易生命保険資金の管理・運用者(2)
- ・ 財政融資資金の管理・運用者(1)
- ・ 年金資金運用基金(1)
- ・ 国際協力銀行(1)
- ・ 日本政策投資銀行(1)
- ・ 農業協同組合・漁業協同組合連合会(業として預金又は貯金の受入れを行うことができるもののうち金融庁長官が指定するもの)(161)
- ・ 短資会社(有価証券の売買等に係る登録を受けたもの)(3)
- ・ ベンチャー・キャピタル会社(株式を取得することによりその会社の事業に必要な資金を供給する業務等を行うことが定款で定められている株式会社で最近事業年度末における資本金が5億円以上であるもの)のうち金融庁長官に届出を行った者(9)
- ・ 投資事業有限責任組合(543)
- ・ 厚生年金基金(最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表における資産勘定の合計の額から負債勘定の合計の額を控除した額が100億円以上であるもの)のうち金融庁長官に届出を行ったもの及び企業年金連合会(1)
- ・ 民間都市開発推進機構(国土交通大臣の承認により民間都市再生事業として社債等を取得することにより資金援助を行う場合)(1)
- ・ 株式会社産業再生機構(1)
- ・ 有価証券報告書を提出している内国会社(貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の合計金額が100億円以上であるもの)で金融庁長官に届出を行った者(18)
- ・ 外国の銀行、証券会社、保険会社等で金融庁長官に届出を行った者(9)
- ・ 外国政府、政府機関、中央銀行等で金融庁長官に届出を行った者(0)
- ・ 外国の事業会社で金融庁長官に届出を行った者(0)

(注1) ()内の数は17年9月末時点(投資事業有限責任組合については17年3月末時点)の者数。合計2,486者

商法特例法上及び証券取引法上の監査の対象

(平成16年3月末)



(注) 被監査対象

1. 商法特例法
資本金 5 億円以上又は負債総額 2 0 0 億円以上の株式会社
2. 証券取引法
 - ① 証券取引所に上場されている有価証券の発行会社
 - ② 店頭に登録されている有価証券の発行会社
 - ③ 有価証券の発行等に関し有価証券届出書を提出した会社 (注)
 - ④ 当該会社が発行した株券等につき、過去 5 年間の事業年度のいずれかの末日における所有者の数が 500 人以上である資本金 5 億円以上の会社

(注) 有価証券の取得等の申込みの勧誘を 50 名以上の者に行う場合で、原則として、発行価格の総額が 1 億円以上となる場合、当該有価証券の発行者は、有価証券届出書を提出しなければならない。
3. 証券取引法が適用される会社 (4,658社) の上場区分別内訳

上場・店頭	3,770
非上場	888

資本金階級別法人数

資本金額	100万円 未満	100万円 以上 200万円 未満	200万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 2000万円 未満	2000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上
法人数	32,429	12,210	1,200,342	329,181	914,123	225,623	56,302	29,662	2,803	4,673	1,016	1,327
比率	1.15%	0.43%	42.72%	11.72%	32.53%	8.03%	2.00%	1.06%	0.10%	0.17%	0.04%	0.05%
法人数 (累計)	2,809,691	2,777,262	2,765,052	1,564,710	1,235,529	321,406	95,783	39,481	9,819	7,016	2,343	1,327
比率 (累計)	100.00%	98.85%	98.41%	55.69%	43.97%	11.44%	3.41%	1.41%	0.35%	0.25%	0.08%	0.05%

※ 累計は最高額の区分(「100億円以上」欄)から低額の区分の方向に順次加算。

※ 参考資料:平成16年度税務統計(法人税)速報

※ 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に終了した事業年度分について平成17年6月30日現在で作成

我が国法制におけるプロとアマの区分の例

販売・勧誘						
	証券取引法	金融商品販売法	金融先物取引法	投資信託・法人法	商品ファンド法	不動産特定共同事業法
切りわけの対象となる事項	注文受注時の自己・委託の別の明示義務の適用除外	①重要事実についての説明をすることを要しない者 ②勧誘方針の策定を要しない者	・プロのみ（一般顧客以外の者）を相手方として店頭金融先物取引を行う者は規制対象外 ・一般顧客を相手方として店頭金融先物取引を行う業者がプロを相手方として同取引を行う場合、不招請勧誘の禁止、適合性原則等を適用除外	受益証券の譲渡の書面の交付等（事前承諾により、電子的方法による代替交付）の適用除外	商品投資契約等の成立前の書面の交付等、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項につき不実のことを告げる行為等の禁止の適用除外	不当な勧誘等の禁止、不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付等の適用除外
根拠条文	法第38条 施行令第15条の4の2	①法第3条第4項、施行令第8条 ②法第8条第1項、施行令第9条	法第2条第11項 施行規則第1条	法第2条第14項 証券取引法第2条第3項 証券取引法定義府令第4条	法第46条 業務に関する命令第8条	法第46条の2 施行規則第31条
プロにあたるもの	（対象から除かれる者） ・証券会社 ・外国証券会社の国内の支店 ・投資信託委託業者 ・投資法人 ・外国証券投資法人 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会 ・認可投資顧問業者 ・郵便貯金資金の管理運用者 ・簡易生命保険資金の管理運用者 ・財政融資資金の管理運用者 ・年金資金運用基金 ・国際協力銀行 ・日本政策投資銀行 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの ・投資事業有限責任組合 ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの ・厚生年金基金連合会 ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構 ・産業再生機構 ・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの ・国又は地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 ・投資者保護基金 ・日本銀行 ・預金保険機構 ・農水産業協同組合貯金保険機構 ・保険契約者保護基金 ・外国政府その他外国の法令上、上記に掲げる者に相当する者	①（金融商品販売業者等の説明義務の適用除外となる者） ・金融商品の販売等に関する専門知識及び経験を有する者として政令で定める者（金融商品販売業者等） ・重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合 ②法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって国又は地方公共団体の全額出資に係る法人	（一般顧客から除かれる者） ・金融先物取引業者 ・証券会社 ・外国証券会社の国内の支店 ・投資信託委託業者 ・投資法人 ・外国証券投資法人 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会 ・認可投資顧問業者 ・郵便貯金資金の管理運用者 ・簡易生命保険資金の管理運用者 ・財政融資資金の管理運用者 ・年金資金運用基金 ・国際協力銀行 ・日本政策投資銀行 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの ・投資事業有限責任組合 ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの ・厚生年金基金連合会 ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構 ・産業再生機構 ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの ・外国の法令上、上記に相当する者 ・資本金3千万円以上の株式会社 ・資本金3千万円相当以上の株式会社と同種類の外国法人 ・特定資本の額が3千万円以上の特定目的会社	（適格機関投資家） ・証券会社 ・外国証券会社の国内の支店 ・投資信託委託業者 ・投資法人 ・外国証券投資法人 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の業務を行う）農業協同組合連合会 ・認可投資顧問業者 ・郵便貯金資金の管理運用者 ・簡易生命保険資金の管理運用者 ・財政融資資金の管理運用者 ・年金資金運用基金 ・国際協力銀行 ・日本政策投資銀行 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの ・投資事業有限責任組合 ・（一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの ・厚生年金基金連合会 ・（一定の業務を行う場合の）民間都市機構 ・産業再生機構 ・外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） ・外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） ・保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの	・証券会社 ・外国証券会社 ・投資信託委託業者 ・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会 ・有価証券に係る投資顧問業者 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合 ・（一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合 ・（一定の要件を満たす）水産加工業協同組合連合会 ・信託会社 ・商品取引員 ・金融先物取引業者 ・商品投資販売業者 ・商品投資顧問業者 ・資本金5億円以上の株式会社	・銀行 ・保険会社 ・外国保険会社等 ・信用金庫 ・信用金庫連合会 ・労働金庫連合会 ・農林中央金庫 ・商工組合中央金庫 ・信用協同組合 ・信用協同組合連合会 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合 ・（一定の要件を満たす）農業協同組合連合会 ・信託会社 ・不動産特定共同事業者 ・資本金5億円以上の株式会社

我が国法制におけるプロとアマの区分の例

	開示		その他	
	証券取引法	証券取引法	特定融資枠契約に関する法律	16年6月改正前旧投資事業有限責任組合法
切りわけの対象となる事項	有価証券の募集又は売出しの内閣総理大臣への届出の適用の要否（当該届出が不要な場合、その旨の相手方への告知）	投資者保護基金の補償対象となる一般顧客から除かれる者	利息制限法、出資法上の利息制限の適用除外	特定組合の組合員となる資格
根拠条文	法第2条第3項 定義府令第4条	法第79条の20第1項 法施行令第18条の5	法第2条	法第6条の2 旧投資事業有限責任組合法施行令第13条
プロにあたるもの	<p>（適格機関投資家）</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券会社 外国証券会社の国内の支店 投資信託委託業者 投資法人 外国証券投資法人 銀行 保険会社 外国保険会社等 信用金庫 信用金庫連合会 労働金庫 労働金庫連合会 農林中央金庫 商工組合中央金庫 信用協同組合 信用協同組合連合会 （一定の要件を満たす）農業協同組合 （一定の業務を行う）農業協同組合連合会 認可投資顧問業者 郵便貯金資金の管理運用者 簡易生命保険資金の管理運用者 財政融資資金の管理運用者 年金資金運用基金 国際協力銀行 日本政策投資銀行 <ul style="list-style-type: none"> （一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの 投資事業有限責任組合 （一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの 厚生年金基金連合会 （一定の業務を行う場合の）民間都市機構 産業再生機構 <ul style="list-style-type: none"> 外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） 外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） 保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの 	<p>（一般顧客から除かれる者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券会社 外国証券会社の国内の支店 投資信託委託業者 投資法人 外国証券投資法人 銀行 保険会社 外国保険会社等 信用金庫 信用金庫連合会 労働金庫 労働金庫連合会 農林中央金庫 商工組合中央金庫 信用協同組合 信用協同組合連合会 （一定の要件を満たす）農業協同組合 （一定の業務を行う）農業協同組合連合会 認可投資顧問業者 郵便貯金資金の管理運用者 簡易生命保険資金の管理運用者 財政融資資金の管理運用者 年金資金運用基金 国際協力銀行 日本政策投資銀行 <ul style="list-style-type: none"> （一定の要件を満たす）漁業協同組合連合会 資本金5億円以上のベンチャーキャピタルであって自ら希望するもの 投資事業有限責任組合 （一定の要件を満たす）厚生年金基金であって自ら希望するもの 厚生年金基金連合会 （一定の業務を行う場合の）民間都市機構 産業再生機構 <ul style="list-style-type: none"> 外国において証券業、投資信託委託業、銀行業、保険業、投資顧問業等を行う者で一定の資本等の額を有する者（届出者に限る） 外国政府、外国政府機関、外国地方公共団体、外国中央銀行、日本が加盟している国際機関（届出者に限る） 保有有価証券が一定額以上（2年連続して100億円以上）である有価証券報告書提出会社であって自ら希望するもの 国又は地方公共団体又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人 投資者保護基金 日本銀行 預金保険機構 農水産業協同組合貯金保険機構 保険契約者保護基金 外国政府その他外国の法令上、上記に掲げる者に相当する者 	<ul style="list-style-type: none"> 大会社 資本金が3億円を超える株式会社 監査証明を受けなければならない株式会社 特定目的会社 投資法人 社債、CP等の発行及び資金の借り入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭を持って債務の履行を専ら行うことを目的とする株式会社 株式等の発行により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭を持って利益の配当及び償却のための取得又は残余財産の分配を専ら行うことを目的とする株式会社 匿名組合契約に基づく出資の受入により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭を持って利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還を専ら行うことを目的とする株式会社 	<p>（特定組合の組合員の資格を有する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 適格機関投資家 資本の額又は出資の総額が1億円以上の会社 投資事業組合及び匿名組合契約に係る営業者 学校法人 外国の法令上、上記に相当する者 外国に所在する投資事業有限責任組合類似団体 中小企業総合事業団 無限責任組合員の役員及び使用人 <p>（注）平成16年12月に投資事業有限責任組合契約に基づく権利が証券取引法のみならず有価証券対象となったことに伴いこの規定は削除</p>

● 開示規制の局面

(1) プロに該当する者

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サ ー ビ ス 市 場 法	E U 目 論 見 書 指 令
プ ロ	<p>・ 自衛力認定投資家 (accredited investors)</p> <p>① 銀行・証券業者・保険会社・投資会社又は\$500万超の総資産を有する従業員給付制度</p> <p>② 投資会社法に定められる私的事業育成会社</p> <p>③ 慈善または教育機関等の非営利組織、法人、ビジネストラスト、パートナーシップで発行証券の取得といった特定の目的で組成された以外のもの資産\$500万を超えるもの</p> <p>④ 発行者の取締役、役員またはゼネラル・パートナー</p> <p>⑤ 単独又は配偶者と合算した純資産が\$100万を超えるもの</p> <p>⑥ 直近2年の年収が\$20万を超える個人またその配偶者の年収の合計が\$30万以上であり当該年度の年収がこれに達することを合理的に見込めるもの。</p> <p>⑦ 投資に関する知識・経験がある者 (sophisticated investors person) が運用している\$500万を超える資産がある信託</p> <p>⑧ 持分保有者が全て自衛力認定投資家である主体 (証券法規則501)</p>			<p>・ 適格投資家 (qualified investors)</p> <p>① 証券市場で業務を行う上での認可及び監督を受ける法人 (銀行、証券会社 (investment firms) 並びにその他の認可及び監督を受ける保険会社、集団投資スキーム及び当該スキームの管理会社、年金及びその管理会社、商品ディーラー 認可又は規制されていない企業目的が有価証券への投資のみの主体</p> <p>② 中央及び地方の政府、中央銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関</p> <p>③ 以下の3つのうち2つ以上の条件を満たす法人でない法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度期間の平均従業員数が250人以下 ・ 貸借対照表上の総資産 4300万ユーロ以下 ・ 純売上 5000万ユーロ以下 <p>④ 下記要件の2つ以上を満たし自ら適格投資家として認められることを希望する個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する市場において、過去4四半期の間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。

	<p>・ 適格機関購入者</p> <p>(qualified institutional buyer)</p> <p>① 自己勘定または裁量権を持つ勘定により1億ドル以上の証券を保有し投資する次の主体：保険会社、投資会社、パートナーシップ、登録投資顧問会社、ERISAの従業員給付制度、州職員等のための制度、慈善または教育機関等の非営利組織、法人等</p> <p>② 証券ディーラーで\$1000万以上の証券を保有するもの</p> <p>③ 他の適格機関投資家のために、リスクをとらない取引者として自己売買を行う証券ディーラー</p> <p>④ 総額1億ドル以上の証券を保有する投資会社ファミリーの一部をなす投資会社</p> <p>⑤ 全ての持分保有者が適格機関投資家で、自己又は他の適格機関投資家の計算で活動する主体</p> <p>⑥ 銀行、貯蓄貸付組合等で1ドル億以上の証券を保有し、かつ純資産が2500万ドル以上のもの。</p> <p>【証券法規則 144A】</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の金融商品のポートフォリオ、（現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの）が50万ユーロ超である。 ・ 顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。 <p>⑤ 一定の中小企業 (EU 目論見書指令第2条第1項 (e)(5))</p>
--	--	--	--	---

(2) 効果

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 目 論 見 書 指 令
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛力認定投資家を販売対象とする場合は、一定の条件下で、公募における登録義務が免除される。 (証券法4条、レギュレーションD=証券法規則501~508) ○ 非登録証券の転売は、適格機関投資家の間であれば回数等の制限なく行える。 (証券法規則 144A) 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 「適格機関投資家」のみを販売対象とする場合は、目論見書の公表を要しない。 (EU目論見書指令第3条第2項(a)(b))

● 販売・勧誘ルール of 局面

(1) プロ・中間層・アマ

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
プ ロ			<p>・ 市場相手先 (market counterparty)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 正式な政府 ② 中央銀行 ③ 国際機関 ④ 集団投資スキーム以外の業者 ⑤ 海外金融サービス機関など 	<p>・ 適格取引先 (eligible counterparties)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関 ② 保険会社 ③ 集団投資スキーム及びその運用会社 ④ 年金基金及びその運用会社 等 <p>※ プロ顧客と重複するものあり。 (EU金融商品市場指令第24条)</p>

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
中 間 層			<p>・大規模中間層顧客 (large intermediate customer)</p> <p>① 資本金1000万ポンド以上のパートナーシップ（有限責任を除く）又は法人格なき社団</p> <p>② 総資産1250万ユーロ、純取引高2500万ユーロ、年間の平均雇用者数250人のうち、2つの以上の条件を満たす法人</p> <p>③ 地方政府または公共機関</p> <p>④ 純資産1000万ポンド以上のパートナーシップ（有限責任を除く）または法人格なき社団</p> <p>⑤ 資産1000万ポンド以上の信託（職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームを除く）の受託者</p> <p>⑥ 加入メンバーが50人以上で、かつ管理資産が1000万ポンド以上の職域年金スキーム、SSAS、ステークホルダー年金スキームの受託者 (COB4. 1. 12)</p> <p>※ 上記の大規模中間層顧客については、業者は、顧客の同意等が得られれば市場相手先として分類することができる。</p> <p>・中間層顧客 (intermediate customer)</p> <p>① 地方政府または公共機関</p>	<p>・プロ顧客 (professional clients)</p> <p>○ 金融市場での営業に認可ないし規制が要求される主体。</p> <p>① 金融機関</p> <p>② 投資サービス業者</p> <p>③ 他の認可された又は規制された金融機関</p> <p>④ 保険会社</p> <p>⑤ 集合投資スキーム及び当該スキームの管理会社</p> <p>⑥ 年金基金及び当該基金の運用会社</p> <p>⑦ 商品及び商品デリバティブディーラー</p> <p>⑧ ローカルズ</p> <p>⑨ その他の機関投資家</p> <p>○ 会社ベースで以下の3つのうち2つ以上の規模条件を満たす企業 －貸借対照表上の総資産2000万ユーロ －純売上 4000万ユーロ －自己資本 200万ユーロ</p> <p>○ 国内及び地方政府、公債を管理する公共機関、中央銀行、世界銀行、IMF、欧州中央銀行、欧州投資銀行のような国際機関及び超国家機関及び他の同様な国際機関</p> <p>○ その主な業務が金融商品の投資であるその他の機関投資家（資産の証</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ② EEA国家やIOSCOメンバー国の上場法人 ③ 資本金500万ポンド以上の法人 ④ 純資産500万ポンド以上のパートナーシップ ⑤ 資産1000万ポンド以上の信託の受託者 ⑥ 集団投資スキーム 等 	<p>券化及びその他金融取引を営む企業を含む。) (EU金融商品市場指令付表ⅡのⅠ)</p> <p>※ 上記のものでも、自ら適切なリスクの評価・管理ができないと考える場合、より高いレベルの投資者保護を投資サービス業者に要求できる。</p>
--	--	--	--	---

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
ア マ			<p>・ 一般顧客 (private customer) 国内外問わず業者ではない個人、規制された集団投資スキームなどで、規則により中間層顧客、市場相手先に分類されない者 (COB4. 1. 14)</p> <p>専門的な知識・理解のある一般顧客 (expert private customer) は合意により中間層顧客として分類されることが可能。その際には業者は以下の点を考慮しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関連する市場及び指定投資物件に対する知識 ② 関連する市場での取引期間及び取引頻度 ③ 取引規模 ④ 資産状況 <p>(COB4. 1. 9～4. 1. 10)</p> <p>業者は、市場相手先及び中間層顧客に分類されるものを一般顧客に分類することができるが、その場合には当該顧客に通知し、また、一般顧客と分類されることによって、必ずしもオンブズマン制度、補償基金制度の対象となるとは限らない旨、通知しなければならない。</p> <p>(COB4. 1. 14)</p>	<p>・ リテール顧客 (retail clients) プロ顧客に該当しないものはリテール顧客となる。なお下記要件の2つ以上を満たすものは、要請によりプロ顧客としての扱いを受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する市場において、過去4四半期間に1四半期当たり平均10回の頻度で大口取引を行っている。 ・ 顧客の金融商品のポートフォリオ、(現預金及び金融商品を含むものとして定義されるもの) が50万ユーロ超である。 ・ 顧客が想定される取引ないしサービスに関する知識を求められるプロの立場で、少なくとも1年間金融セクターに勤務し、又は勤務した経験がある。

(2) 効果

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サ ー ビ ス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
			<p>○ 一般顧客にのみ適用される義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧誘規制（例えば、不招請勧誘の禁止）（COB3） ・ パッケージプロダクトに関する利益相反等の開示義務（COB5.1） ・ 顧客のリスク理解の確認等（COB5.4） ・ 手数料等の開示（COB5.7） ・ 業者による貸付（COB7.9） ・ マージン規制（COB7.10） ・ 非上場株に関する流動性等の説明（COB7.11） <p>※ FSAハンドブックにおける金融商品の勧誘に係る規制は、中間層顧客および市場相手先に対する勧誘を原則適用除外としている。</p> <p>○ 中間層顧客に対して限定的又は修正されて適用される業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引報告書の交付義務（COB8.1） ・ 資産運用状況の定期報告義務（COB8.2） <p>○ 中間層顧客に対しては修正して適用し得る業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最良執行義務（COB7.5） ・ 保護預り（CAS9.1） ・ デフォルト時の顧客資産返還義務（CAS9.3） 	<p>適格取引先には、以下の投資家保護の規定は適用されない。 （EU金融商品市場指令第24条）</p> <p>○ ビジネス上の行為規範</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客が商品の内容・リスクを十分に理解できる情報の提供 ・ 顧客の資産状況・投資意向等の把握 ・ 契約書類等の記録の保持 ・ 取引報告（EU金融商品市場指令第19条） <p>○ 最良執行義務</p> <p>顧客にとって最も好ましい結果を得られるような合理的なあらゆる手段を講ずる義務。 （EU金融商品市場指令第21条）</p> <p>○ 顧客注文の公正な取扱い</p> <p>加盟国は、認可投資サービス業者に対し、他の顧客の注文又は取引需要と比較して、顧客注文の公平かつ迅速な執行を定める手続き及び措置を実施することを義務づけなければならない。 （EU金融商品市場指令第22条（1）項）</p> <p>適格投資家に対する証券の売付は EU 目論見指令の適用除外となる。</p>

			※ パッケージプロダクトとは、生命 保険、集団投資スキームの持分、イ ンベストメント・トラスト等	
--	--	--	--	--

● 集団投資スキーム（ファンド）の取扱いの局面

（1）プロに該当する者

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サービス 市場 法	E U 金 融 商 品 市場 指令
プ ロ		<p>・ 適格購入者 (qualified purchasers)</p> <p>① \$500万超の投資資産を有する個人</p> <p>② \$500万超の投資資産を有し、直接又は間接に、2人以上の親族関係にある者に保有されているもの又は2人以上の親族関係のある者のために保有されているもの</p> <p>③ 発行証券の取得といった特定の目的で組成された以外の②に該当しないもので受託者等が当該信託の意思決定権を有し、かつ①、②、④の該当者が信託財産の委託者である信託</p> <p>④ \$2500万超の裁量権を持つ投資資産を保有又は投資し、自己又は他の適格購入者の計算で取引するもの (投資会社法第2条(51))</p> <p>⑤ 投資知識を有する投資会社等のジェネラルパートナー等 (投資会社法規則 3C-5)</p>		

(2) 効果

	米 国		英 国	E U
	証 券 法	投 資 会 社 法	金 融 サ ー ビ ス 市 場 法	E U 金 融 商 品 市 場 指 令
		<p>○ 適格購入者のみを販売対象とし、その証券を公募しない、かつ、公募を企図していない場合は投資会社法の適用除外となる。 (投資会社法第3条(6)(7))</p>		

自主規制機関の法律上の機能

資料 2 - 1

	証券業協会	金融先物取引業協会	投資信託協会	証券投資顧問業協会	不動産特定共同事業協会	抵当証券業協会
規則制定	規定あり 【証券取引法】 第74条第1項第10号	規定なし (定款に規定あり)	規定あり 【投資信託及び投資 法人に関する法律】 第54条	規定なし (定款に規定あり)	規定なし	規定なし
会員の調査	規定あり 【証券取引法】 第74条第1項第14号	規定あり 【金融先物取引法】 第106条第3号	規定あり 【投資信託及び投資 法人に関する法律】 第52条第1・2・3号	規定なし (定款に規定あり)	規定なし	規定なし
指導・勧告	規定なし (勧告は定款に規定あり)	規定あり 【金融先物取引法】 第106条第1・2号	規定あり 【投資信託及び投資 法人に関する法律】 第52条第1・2・3号	規定なし	規定あり 【不動産特定共同事業法】 第41条第2項第1・2号	規定あり 【抵当証券業の規制 等に関する法律】 第40条第1・2号
会員への制裁	規定あり 【証券取引法】 第79条の7	規定あり 【金融先物取引法】 第110条	規定なし (定款に規定あり)	規定なし (定款に規定あり)	規定なし	規定なし
苦情解決	規定あり 【証券取引法】 第79条の16	規定あり 【金融先物取引法】 第107条	規定あり 【投資信託及び投資 法人に関する法律】 第53条	規定あり 【有価証券に係る 投資顧問業の規制 等に関する法律】 第44条	規定あり 【不動産特定共同事業法】 第43条	規定あり 【抵当証券業の規制 等に関する法律】 第41条
あっせん	規定あり 【証券取引法】 第79条の16の2	規定あり 【金融先物取引法】 第108条	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
外務員に関する事務	規定あり 【証券取引法】 第64条の7	規定あり 【金融先物取引法】 第101条	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

自主規制機関への加入率

資料2-2

	日本証券業協会		金融先物取引業協会	投資信託協会	日本証券投資顧問業協会	
	証券会社	登録金融機関			投資一任	投資助言
会 員 数	276 (注1)	220	51	104 (注3)	125	99
業 者 数	280	1,202	51 (注2)	106	139	667
加 入 率 (%)	98.57	18.30	100.00	98.11	89.93	14.84

(備考) 平成17年9月末現在

(注1) 証券会社の未加入4社は新規登録業者で10月以降加入予定

(注2) 店頭金融先物取引業者(本年7月から12月末までの間に登録)は含まれていない。

(注3) 投資信託委託会社の未加入2社は新規認可業者で10月以降加入予定

自主規制機関の名称規制

証券取引法	金融先物取引法	投資信託及び投資法人に関する法律	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	不動産特定共同事業法	抵当証券業の規制等に関する法律
<p>第六十七条 証券業協会（以下この章において「協会」という。）は、有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ投資者の保護に資することを目的とする。</p>	<p>（金融先物取引業協会） 第百四条 金融先物取引業者は、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とし、<u>その名称中に金融先物取引業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>	<p>（目的等） 第五十条 投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等並びに受益証券等の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関は、投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人の健全な発展に資することを目的として、投資信託委託業者、委託者非指図型投資信託の受託会社となる信託会社等並びに受益証券等の売買その他の取引を行う証券会社及び登録金融機関を会員とし、<u>投資信託協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>	<p>（証券投資顧問業協会） 第四十二条 投資顧問業者は、投資者の保護を図るとともに、投資顧問業の健全な発展に資することを目的として、投資顧問業者を会員とし、<u>証券投資顧問業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>	<p>（不動産特定共同事業協会） 第四十一条 不動産特定共同事業者は、事業参加者の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発展に資することを目的として、不動産特定共同事業者を会員とし、<u>その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>	<p>（抵当証券業協会） 第三十八条 抵当証券業者は、<u>抵当証券の購入者の保護を図るとともに、抵当証券業の健全な発展に資することを目的として、抵当証券業者を会員とし、その名称中に抵当証券業協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。</u></p>
<p>第六十七条 ④ 協会でない者は、証券業協会又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p>	<p>（名称の使用制限） 第百五条 協会でない者は、<u>その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</u> 2 協会に加入していない者は、<u>その名称中に金融先物取引業協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</u></p>	<p>（名称の使用制限） 第五十一条 協会でない者は、<u>投資信託協会という名称を用いてはならない。</u> 2 協会に加入していない者は、<u>その名称中に投資信託協会会員という文字を用いてはならない。</u></p>	<p>（名称の使用制限） 第四十三条 協会でない者は、<u>証券投資顧問業協会という名称を用いてはならない。</u> 2 協会に加入していない者は、<u>投資顧問業を営むについて、証券投資顧問業協会会員という名称を用いてはならない。</u></p>	<p>（名称の使用の制限） 第四十二条 協会でない者は、<u>その名称中に不動産特定共同事業協会という文字を用いてはならない。</u> 2 協会に加入していない者は、<u>その名称中に不動産特定共同事業協会会員という文字を用いてはならない。</u></p>	<p>（名称の使用制限） 第三十九条 協会でない者は、<u>その名称中に抵当証券業協会という文字を用いてはならない。</u> 2 協会に加入していない者は、<u>その名称中に抵当証券業協会会員という文字を用いてはならない。</u></p>

主要国の法定の自主規制機関制度（取引所を除く）

資料 2-4

	アメリカ		イギリス	ドイツ	フランス
	NASD Regulation Inc. 〔業界の自主規制を専門的に行う〕	NASD Dispute Resolution Inc. 〔仲裁、調停を専門的に行う〕	—	—	—
規則制定	あり	なし	なし	なし	なし
会員の調査	あり	なし	なし	なし	なし
会員への制裁	あり	なし	なし	なし	なし
紛争処理	なし	あり	なし	なし	なし

IOSCO（証券監督者国際機構）

証券規制の目的と原則（2003年5月改訂）（抄）

B 自主規制に関する原則

- 6 規制体系は、市場の規模と複雑さに照らし適切な程度において、それぞれの分野について一定の直接的な監督責任を担う自主規制機関 (Self-Regulatory Organizations; SROs) を適切に活用するものとすべきである。

- 7 自主規制機関は、規制当局の監督下にあるべきであり、その権限及び委任された責務の遂行に当たっては、公正性と秘密保持に係る基準を遵守するべきである。

Objectives and Principles of Securities Regulation
(International Organization of Securities Commissions)
May 2003

7. Self-Regulation¹⁶

7.1. *Principles for Self-Regulation*

- 6 The regulatory regime should make appropriate use of Self-Regulatory Organizations (SROs) that exercise some direct oversight responsibility for their respective areas of competence and to the extent appropriate to the size and complexity of the markets.
- 7 SROs should be subject to the oversight of the regulator and should observe standards of fairness and confidentiality when exercising powers and delegated responsibilities.

7.2. *The Role of SROs*

SROs can be a valuable complement to the regulator in achieving the objectives of securities regulation.¹⁷

Various models of self-regulation exist and the extent to which self-regulation is used varies. The common characteristics of SROs, in most jurisdictions are a separation from the government regulator (although government oversight and authorization generally exists), and the participation of business, industry and, if appropriate, investors in the operations of the SRO.

There can be substantial benefits from self-regulation:

- SROs may require the observance of ethical standards which go beyond government regulations;
- SROs may offer considerable depth and expertise regarding market operations and practices, and may be able to respond more quickly and flexibly than the government authority to changing market conditions.

SROs should undertake those regulatory responsibilities which they have incentives to perform most efficiently. The actions of SROs will often be limited by applicable contracts and rules.

7.3. *Authorization and Oversight*

The regulator should require an SRO to meet appropriate standards before allowing the organization to exercise its authority. Oversight of the SRO should be ongoing.

Moreover, once the SRO is operating, the regulator should assure itself that the exercise of this power is in the public interest, and results in fair and consistent enforcement of applicable securities laws, regulations and appropriate SRO rules.

¹⁶ IOSCO Public Document No. 53, *Legal and Regulatory Framework for Exchange Traded Derivatives*, IOSCO Emerging Markets Committee, June 1996 at pp. 6-9 and *Principles of Effective Market Oversight*, Council of Securities Regulators of the Americas, May 1995 at <http://www.cvm.gov.br/ingl/inter/cosra/inter.asp>.

¹⁷ See generally, IOSCO Public Document No. 110, *Model for Effective Self-Regulation*, IOSCO SRO Consultative Committee, May 2000.

The effectiveness of an SRO may be compromised due to conflicts of interest. The regulator should monitor and address the potential that may arise for conflict of interest. The regulator must ensure that no conflict of interest arises because of the SRO's access to valuable information about market participants (whether or not they are members of the SRO itself). The risk of conflict arising may be acute when the SRO is responsible both for the supervision of its members and the regulation of a market sector.¹⁸

As a condition to authorization, the legislation or the regulator should require an SRO to:

- have the capacity to carry out the purposes of governing laws, regulations and SRO rules, and to enforce compliance by its members and associated persons with those laws, regulations, and rules;
- treat all members of the SRO and applicants for membership in a fair and consistent manner;
- develop rules that are designed to set standards of behavior for its members and to promote investor' protection;
- submit to the regulator its rules for review and / or approval as the regulator deems appropriate, and ensure that the rules of the SRO are consistent with the public policy directives established by the regulator;
- cooperate with the regulator and other SROs to investigate and enforce applicable laws and regulations;
- enforce its own rules and impose appropriate sanctions for non-compliance;
- assure a fair representation of members in selection of its directors and administration of its affairs;
- avoid rules that may create uncompetitive situations; and
- avoid using the oversight role to allow any market participant unfairly to gain advantage in the market.

Regardless of the extent to which self-regulation is used, the government regulator should retain the authority to inquire into matters affecting investors or the market. Where the powers of an SRO are inadequate for inquiring into or addressing particular misconduct or where a conflict of interest necessitates it, the regulator should take over the responsibility for an inquiry from an SRO. It is important, therefore, to ensure that the information provided by the SRO to the regulator allows these matters to be identified at an early stage.

SRO's should follow similar professional standards of behavior on matters such as confidentiality and procedural fairness as would be expected of the regulator.¹⁹

¹⁸ *Principles of Effective Market Oversight*, Council of Securities Regulators of the Americas, May 1995 at <http://www.cvm.gov.br/ingl/inter/cosra/inter.asp>; IOSCO Public Document No. 119, *Issues Paper on Exchange Demutualization*, IOSCO Technical Committee, June 2001.

¹⁹ SROs are generally non-governmental agencies and so will not always be subject to the same standards as apply to a government agency.